

令和8年度愛媛県臓器移植普及推進月間実施要綱

1 趣 旨

臓器移植は、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療である。

このような移植医療の適正な実施に資することを目的として、「臓器の移植に関する法律」が平成9年に施行されて以来、脳死下及び心臓が停止した死後における臓器移植が逐次行われてきており、実績を積み重ねてきているところであるが、移植の機会を待っている患者の数に比べ圧倒的に臓器提供数が少ない状況である。

「臓器の移植に関する法律」では、本人の臓器提供意思が不明な場合でも家族の承諾による臓器提供や15歳未満の小児からの臓器提供も可能とされており、また、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとするとの規定が設けられていることから、一層の普及啓発の取組が求められるところである。

今後、臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、より多くの方に臓器移植に対する理解を深めていただき、臓器移植に関する意思表示をしていただくこと等が不可欠であり、このため、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く県民に対して、臓器移植の現状を訴えるとともに、臓器移植に対する理解と協力のための普及啓発を行うものとする。

2 主 催（順不同）

愛媛県、愛媛県市長会、愛媛県町村会、（一社）愛媛県医師会、
（公財）えひめ臓器移植推進財団

3 後 援（順不同）

（一社）愛媛県歯科医師会、（公社）愛媛県看護協会、愛媛人工透析研究会、愛媛県腎臓病患者連絡協議会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、
（公財）愛媛アイバンク、愛媛新聞社、NHK松山放送局、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、FM愛媛、愛媛F C、愛媛マンドリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス

4 実施期間

令和8年10月1日（木）から10月31日（土）まで

5 重点目標

- (1) 臓器不全の根治療法である臓器移植及び改正臓器移植法について、県民の理解を深めるとともに、できるだけ多くの人々が、臓器提供意思表示カードを所持し、臓器提供に関する意思表示がなされるよう協力を呼びかける。
- (2) 健全な日常生活を営むために疾病予防の重要性を県民に認識してもらう。

6 推進月間の標語

「いのちへの優しさとおもいやり」(全国共通の標語)

「あなたのやさしさとおもいやりをかたちに」(愛媛県の標語)

7 実施行事等

(1) 臓器移植普及推進月間の周知

推進月間の趣旨を県民に周知するため、ポスター、パンフレット等を作成し、市町及び関係団体等に配布する。

(2) 啓発活動の実施

推進月間の趣旨を県民に周知するため、臓器移植意思表示カード、リーフレット等を県民に配布する。

○令和8年10月11日(日)

みなと交流センターは一ばりー(今治市)

○令和8年10月18日(日)

八幡浜みなと(八幡浜市)

○令和8年10月31日(土)

松山市総合コミュニティセンター(松山市)

(3) 報道機関との連携等

報道機関に資料を配布し協力を得るほか、関係機関等の広報紙等を活用して推進月間の周知を図るよう依頼する。